

新 旧 対 照 表

静岡県土採取等規制条例の施行について
(昭和51年4月1日付け都市住宅部長通知による)
別添：土の採取等に関する技術基準

平成30年10月改訂

新旧対照表

基準名 土の採取等に関する技術基準（昭和51年4月1日付け都市住宅部長通知）

改正前	改訂後
<p>【P1】</p> <p>1 災害の防止に関する事項</p> <p>(1) 土の採取等の工法</p> <p>土の採取等の工法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ア 土の掘削は、原則として階段採取法、平面採取法によるものとし、すかし掘工法は行わないこと。（別図1参照）</p> <p>イ 土地の掘削に伴う採掘は、切下り方式とし、土質及び切土高に応じて附表(1)に掲げる切土の標準勾配値以下とすること。</p> <p>ウ 埋土又は盛土の高さは、原則として15メートル以内とし、埋土又は盛土により生ずるのり面の勾配は、附表(2)に掲げる標準勾配値以下とすること。また、<u>のり長が20メートル以上となる場合には、原則としてのり長の3分の1以上を擁壁又はのり枠等の永久構造物により被覆すること。</u>（別図2参照）</p> <p>エ 平地における最大掘削深は、原則として5メートル以内とすること。ただし、地下水への影響、保安距離、掘削面積、作業中の保安対策、埋土の確保状況等を検討し、支障がないと認められる場合は、8メートルまでとする。</p> <p>オ 土の採取等を行う区域には、丁張等により、勾配を確認できる標示を行うこと。また、測点基準杭は、図面に図示するとともに現場に常時設置しておくこと。</p> <p>カ 隣接地の安全を保持するため、一定の距離（以下「保安距離」という。）を隔てた上で掘削すること。この場合の保安距離は、公共施設、工作物等の敷地に接する場合にあっては5メートル以上とし、その他の場合にあっては2メートル以上とすること。</p> <p>キ 土の採取等を完了（廃止）した跡ののり面は、その傾斜が附表(1)(2)に掲げる標準値以下となるようにし、小段の幅は、2メートル以上とすること。</p>	<p>【P1】</p> <p>1 災害の防止に関する事項</p> <p>(1) 土の採取等の工法</p> <p>土の採取等の工法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ア 土の掘削は、原則として階段採取法、平面採取法によるものとし、すかし掘工法は行わないこと。（別図1参照）</p> <p>イ 土地の掘削に伴う採掘は、切下り方式とし、土質及び切土高に応じて附表(1)に掲げる切土の標準勾配値以下とすること。</p> <p>ウ 埋土又は盛土の高さは、原則として15メートル以内とし、埋土又は盛土により生ずるのり面の勾配は、附表(2)に掲げる標準勾配値以下とすること。また、<u>法面の下部については、湧水等を確認するとともに、その影響を十分に検討し、必要に応じて、擁壁工等の構造物を検討するものとする。</u>（別図2参照）</p> <p>エ 平地における最大掘削深は、原則として5メートル以内とすること。ただし、地下水への影響、保安距離、掘削面積、作業中の保安対策、埋土の確保状況等を検討し、支障がないと認められる場合は、8メートルまでとする。</p> <p>オ 土の採取等を行う区域には、丁張等により、勾配を確認できる標示を行うこと。また、測点基準杭は、図面に図示するとともに現場に常時設置しておくこと。</p> <p>カ 隣接地の安全を保持するため、一定の距離（以下「保安距離」という。）を隔てた上で掘削すること。この場合の保安距離は、公共施設、工作物等の敷地に接する場合にあっては5メートル以上とし、その他の場合にあっては2メートル以上とすること。</p> <p>キ 土の採取等を完了（廃止）した跡ののり面は、その傾斜が附表(1)(2)に掲げる標準値以下となるようにし、小段の幅は、2メートル以上とすること。</p>